

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

- (1) 「登記事項／地図・図面証明書交付請求書」(不動産登記)並びに「交付請求書(登記事項証明書)」、「交付請求書(印鑑／登記事項証明書)」、「交付請求書(動産概要記録事項証明書)」及び「交付請求書(債権概要記録事項証明書)」(以上、商業・法人登記)の申請様式において、交付方法を「郵送」又は「窓口受領」から選択可能とする。
- (2) 登記識別情報関係様式に対して、2回以上署名できないよう処理を見直す。
- (3) 申請データ送信時に様式バージョンが最新でない場合に表示されるメッセージについて、メッセージの内容を詳細化する。
- (4) 「登記事項／地図・図面証明書交付請求書」及び「登記申請書(表示に関する登記)(22)地図訂正申出情報提供用(代理申請用)」の申請様式における「手続案内」ボタンをクリックした時のリンク先のURLを変更する。
- (5) 不動産登記嘱託書について、嘱託者欄に外字を挿入した場合に、申請書の表示・印刷内容が正しく表示されるよう改修する。
- (6) 不動産登記申請書の物件情報入力画面において、一棟の所在欄に外字を挿入し、申請書を保存した後に、再編集した時に該当箇所がチェックエラーとならないよう改修する。
- (7) 公文書フォルダを添付した申請書について、申請書作成・編集画面でプレビュー表示ができるよう改修する。

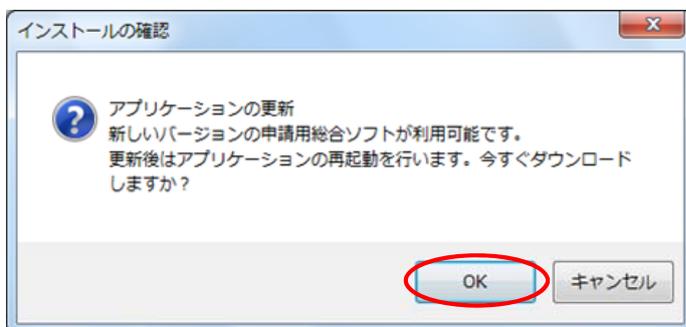
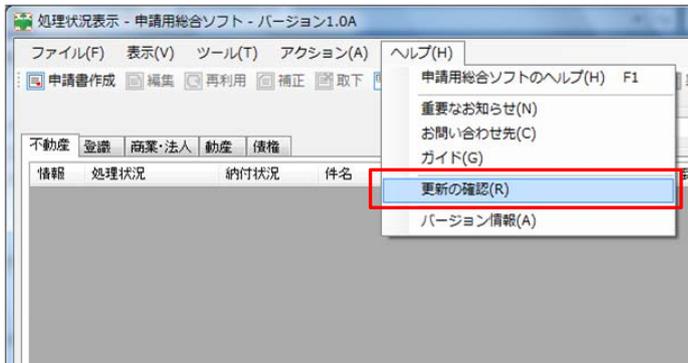
2 バージョンアップの方法

- (1) 平成23年3月31日(木)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、自動的にバージョンチェックを行った後に「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。

「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。(2)の「ヘルプ」メニューからの更新を行ってください。



(2) 既に申請用総合ソフトを起動している状態で「ヘルプ」メニューの「更新の確認」をクリックすることで、最新の申請用総合ソフトに更新することができます。更新後は、申請用総合ソフトが再起動されますので、処理状況表示画面以外の窓は、全て閉じた後に更新してください。



(3) 申請用総合ソフトのバージョンアップは、24時間、土曜日、日曜日、祝日も可能です。

このバージョンアップでは申請様式の更新を行うため、更新対象の申請様式についてバージョンアップ前に作成し、保存している場合において、バージョンアップ後に送信するときは、バージョンアップ後・送信前に当該申請書について「編集」又は「再利用」を指示し、様式の最新化をした後に送信してください。